

よなごの国保

令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

■高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。(年齢によって条件があります)

■高額療養費の上限額が変わります

令和8年8月から、月単位の上限額が引き上げられます。また、年間の上限額が新設されます。



高額療養費制度の上限額（令和8年8月から令和9年7月まで）

適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当※3〉	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと)	外来(個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+ (医療費－901,000円) × 1% 〈141,000円〉	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円 ～約1,160万円	179,100円+ (医療費－597,000円) × 1% 〈93,000円〉	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円 ～約770万円	85,800円+ (医療費－286,000円) × 1% 〈44,400円〉	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 〈44,400円(※1)〉	530,000円(※2)	月額上限22,000円 (年間上限21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 〈24,600円〉	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 〈24,600円〉	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下(年金収入 約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる。(44,400円→34,500円)

※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

※3 多数回該当…直近12か月(その月を含む)以内に上限額に達した回数が4回目以降の場合、上限額が下がる。

令和8年9月1日

国民健康保険料の納付は口座振替が便利です

口座振替は、うっかり納め忘れがなく、納付場所へ行く手間が省け、とても便利です。現在は納付書で納めているという方も、この機会に口座振替への変更を検討してみませんか。

口座振替が利用可能な金融機関

山陰合同銀行、鳥取銀行、米子信用金庫、島根銀行、中国労働金庫、中国銀行、ゆうちょ銀行、鳥取西部農業協同組合、西日本信用漁業協同組合鳥取支店

※西日本信用漁業協同組合鳥取支店は、口座振替依頼書による手続きのみ可能です。

※口座振替が利用可能な口座種別は、普通預金、当座預金、通常貯金、普通貯金です。

市役所の窓口で手続きを行う場合 (キャッシュカードによる手続き)

専用端末機に金融機関のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力すれば手続きは完了です。口座届出印の押印が不要で、口座振替開始までの期間が短縮できます。手続きができるのは、口座名義人の方に限ります。

▶ 申込場所

- ◇保険年金課（本庁舎 1 階 7 番窓口）
- ◇淀江支所地域生活課

▶ 手続きに必要なもの

- ◇申請される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ◇口座振替を希望される口座のキャッシュカード（法人カード、代理人（家族）カード、生体認証 IC キャッシュカードなど、一部利用できないカードがあります）

金融機関の窓口で手続きを行う場合 (口座振替依頼書による手続き)

▶ 申込場所

口座振替を希望される金融機関

▶ 手続きに必要なもの

- ◇口座振替を希望される金融機関の通帳
- ◇通帳お届け印
- ◇納入通知書

▶ ご注意ください

国民健康保険料の納付義務者は世帯主です（届出により納付義務者を変更されている場合を除く）。

口座振替依頼書の納付義務者欄には世帯主名をご記入ください。

納付義務者以外の方の氏名で記入された場合は、再提出をお願いすることがあります。

健康推進室からのお知らせ

特定健康診査・特定保健指導（健診結果相談会）で、より健康に！

▶ ワンコインで安心を

特定健康診査が受けられるのは年に1回だけ、12月まで。費用は500円です。

▶ 無料で、健康にお得な情報を

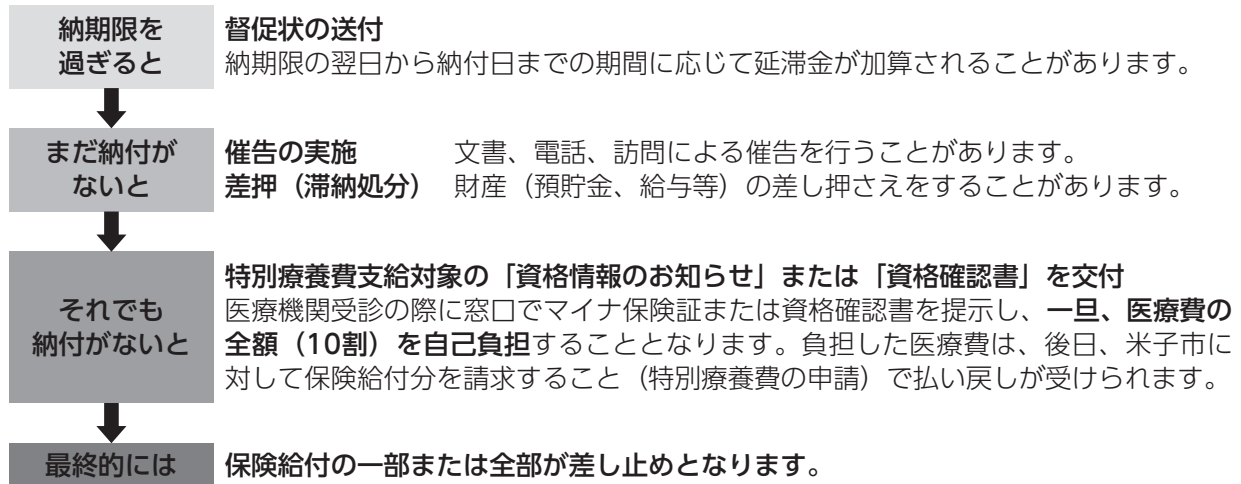
特定健診を受けられた方の中で、特定保健指導（健診結果相談会）に参加できるチャンスがある方には、案内通知を送付します。
参加して、より健康になりましょう！



保険料の納付が困難な場合はご相談ください

保険料の納付が困難な場合は、そのままにせず、収納推進課（本庁舎2階）へご相談ください。

保険料を納めないでいると、どうなるの？



医療費でお困りの方へ ～無料低額診療事業のご案内～

無料低額診療事業は、生活困難な方が経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会が制限されることのないよう、無料または低額な診療費で治療を受けられる事業です。

- ▶ **対象となる方** 経済的な理由により、診療費の支払いが困難な方
- ▶ **免除となる金額** 診療費の10%以上または全額（調剤薬局での支払いや、介護保険の負担金は対象外）
- ▶ **実施医療機関**

- ◇ 錦海リハビリテーション病院（錦海町3丁目4-5・☎0859-34-2300）
- ◇ 米子診療所（博労町3丁目80-1・☎0859-34-1201）
- ◇ おおたか診療所（尾高2740-1・☎0859-27-9190）
- ◇ 弓ヶ浜診療所（富益町1128・☎0859-25-6030）

※利用対象者や減免金額等の基準は医療機関ごとに異なります。くわしくはお問い合わせください。

健康推進室からのお知らせ

気を付けたいポリファーマシー

ポリファーマシーとは、単に「たくさんの薬を飲んでいること」ではなく、複数の薬を服用することで薬の副作用や飲み合わせの問題、飲み間違いが起こりやすくなった状態をいいます。お薬手帳を活用したり、マイナ保険証を利用し、服用薬を医療機関や薬局で共有することが大切です。

▶なぜ起こるの？

複数の病院を受診し、それぞれ別々に薬をもらうことで薬の総数が増えてしまいます。

※服用中の薬は自己判断で中止せず、医師や薬剤師に相談してください。



米子市国民健康保険に加入の方へ

医療費のお知らせ（医療費通知）の発送が年2回になります

国保に加入している方へお送りしている「医療費のお知らせ（医療費通知）」は、医療費の総額や自己負担額を確認していただき、健康管理や医療保険への理解を深めていただくためのものです。

今年度から発送が、「年4回」から「年2回」に変わります。

▶新しい発送スケジュール

発送時期	掲載対象
1回目：令和9年1月頃	令和8年1月～9月診療分 ※確定申告にそのまま使えます
2回目：令和9年2月～3月頃	令和8年10月～12月診療分 ※確定申告には間に合わない可能性があります

▶ご注意ください

◇通知書は再発行できません。

通知書、領収書は紛失しないように、大切に保管してください。

◇確定申告に間に合わない診療分(10月～12月分)は「領収書」を基に申告してください。

▶医療費の確認はマイナポータルが便利！

通知を待たずに、毎月の医療費をスマホなどで確認できます。例年2月9日以降に申告年分の1月から12月分までの医療費情報が一括で取得可能になり、確定申告にご利用いただけます。



米子市国民健康保険・後期高齢者医療制度のお問い合わせ先

▶国保の資格確認書や保険料の計算

保険年金課（☎ 0859-23-5122）

▶国保の高額療養費などの給付

保険年金課（☎ 0859-23-5126）

▶国保の特定健康診査や医療費通知

保険年金課（☎ 0859-23-5407）

▶後期高齢者医療制度

保険年金課（☎ 0859-23-5122）

▶保険料の納付相談

収納推進課（☎ 0859-23-5105）

▶保険料の口座振替

収納推進課（☎ 0859-23-5161）

国民健康保険料は安心・便利な口座振替をおすすめしています